

## 福島県特別支援教育振興会いわき支部会則

- 第1条 本会は、福島県特別支援教育振興会いわき支部と称し、事務局を支部長宅に置く。
- 第2条 本会は、いわき地区の障がい児者の教育の充実を図るため、広く市民の理解と協力を得ることに努め、地区特別支援教育の振興に資することを目的とする。
- 第3条 会員は、この会の趣旨に賛同する個人及び団体をもって構成する。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 地区内特別支援教育の充実と振興（施設設備の充実等）
  - 2 卒業後の進路の拡充（共同作業所、青年学級の開設、社会復帰、職場開拓等）
  - 3 啓発運動の推進（見学活動、研究大会の開催、機関紙の発行等）
  - 4 その他、この会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 支部長 1名 副支部長 3名 理事 若干名 監事 2名
- 第6条 役員を選出は、次の方法による。
- 支部長、副支部長、理事、監事は、総会において選出する。
- 第7条 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1 支部長は、この会を代表し、会務を統括し、支部を代表する。
  - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
  - 3 理事は、この会の企画運営に参画する。
  - 4 監事は、この会の会計を監査する。
- 第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第9条 本会に顧問をおく。
- 1 顧問は、支部長が委嘱する。
  - 2 顧問は、支部長の諮問に応ずる。
- 第10条 本会に、相談役を置くことができる。
- 第11条 総会は、年1回以上とし、次のことを審議する。
- 1 役員を選出
  - 2 会則の撤廃
  - 3 事業計画の承認
  - 4 予算の審議及び決算の承認
  - 5 その他必要な事項
- 第12条 役員会は、必要に応じて開催する。
- 第13条 本会の事務局に、会計及び庶務の担当を置き、支部長が委嘱する。
- 第14条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第15条 会費は、個人会費 年額 一口2,000円とし、団体会費 年額 一口5,000円とする。ただし、支部の3学校職員および保護者は一口1,000円とする。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 第17条 本会の会則は、総会において出席人員の過半数の賛成を得て改廃することができる。
- 第18条 本会に下記の簿冊を備える。
- 会員名簿、役員名簿、経理簿、会議録、その他必要な簿冊。

### 付 則

- 1 本会則は、昭和58年11月30日より施行する。
- 2 会則の一部改訂 平成 7年5月25日  
平成 8年5月28日  
平成20年5月25日  
平成22年6月16日  
平成25年5月30日